

令和6年大和市農業委員会第5回総会議事録

令和6年5月20日（月）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 古木利明委員	9番 眞壁浩二委員
2番 柏木明委員	10番 遠藤一直委員
3番 渡邊カク委員	11番 田邊義之委員
4番 青木裕一委員	12番 木村賢一委員
5番 小川道子委員	13番 上野岩雄委員
6番 長谷川慶太郎委員	14番 保田嘉一委員
7番 池田俊一郎委員	15番 岩崎敏博委員
8番 山口喜充委員	16番 荒井隆幸委員

2. 本日の欠席委員

なし

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	金子 純一郎
次長	佐藤 祐介
主査	中川 雅美
主査	富田 規裕

4. 本日の議事日程

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	諸報告
日程第 3	報告第16号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 4	報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

- 日程第 5 報告第 18 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について
- 日程第 6 報告第 19 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 日程第 7 報告第 20 号 非農地証明について
- 日程第 8 議案第 9 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 10 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による一時転用許可申請について
- 日程第 10 議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請について
- 日程第 11 議案第 12 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

- 報告第 16 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 報告第 17 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 報告第 18 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について
- 報告第 19 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 報告第 20 号 非農地証明について
- 議案第 9 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 10 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による一時転用許可申請について
- 議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請について
- 議案第 12 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について

午前10時00分 開会

○事務局長 おはようございます。

本日の出席状況について報告いたします。全員出席でございます。

それでは、開会に先立ちまして、柏木会長よりごあいさつをお願いします。

○会長 改めて、おはようございます。大変お忙しい中、第5回総会にご出席いただきましてありがとうございます。

各地では田植えの季節で田植えが始まっているようです。陽気としては一番いい陽気かな、気候かなと思っております。ただ、5月は暑い日が続きましたので、既に熱中症の対策について報道されております。高温多湿の時期では、雨が降っていても熱中症に注意したほうがいいといった報道もございます。

また、引き続き原油、そして肥料等の高騰によりまして資材等が高騰しております。そういった中で、生産者も大変ということで価格転嫁が求められているところでございますけれども、先日グリーンセンターで立ち話なのですが、キャベツの生産者に声をかけました。キャベツが大分値が上がっていていいですねと言いましたところ、いやあ、なかなか価格を上げれば皆さん買い控えをして、やはり生産量が、出荷量が増えないと。逆に、増えないで畑ではじけて割れてしまうと。そんなことで、どうしても安く値をつけざるを得ないのだということをおっしゃっていました。やはり生産者は上げたいと思っても、消費者の心理状態等ございます。高いときは買わないで、少し安くなるまで待とうというのが本音なのかと思っております。そんな状況の中で、なかなか価格転嫁を今議論、また検討しているようですけれども、難しいのかなと。やはり価格が落ちつくまでは時間がかかるのかなということをおっしゃっています。

本日の会議でございますが、付議されております案件は、報告案件が5件、議案が4件となります。それぞれ重要案件でございますので、慎重な審議と忌憚のないご意見をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○事務局長 ありがとうございます。

これより本日の会議に移ります。

なお、会議の議長は、大和市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長に

お願いいたします。

○議長 ただいまの出席委員は全員で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和6年5月大和市農業委員会第5回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

この際、議長から申し上げます。ただいま、本総会を傍聴したい旨の申し入れがありました。農業委員会等に関する法律第26条により、総会及び部会の会議は公開するとされています。

傍聴人が入室されますので、この場で暫時休憩いたします。

[暫時休憩]

○議長 会議を再開します。

傍聴人の方に申し上げます。傍聴人は、議事について可否を表明したり、審査に支障を来すことのないよう、念のため申し上げておきます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

また、傍聴席では撮影、録画、録音などすることができませんので、予めご承知おきください。

再開いたします。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、13番、上野岩雄委員、14番、保田嘉一委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 日程第2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局次長 5月9日、県央地区農業委員会連合会通常総会が開催され、柏木会長、眞壁職務代理が出席されました。

5月11日と12日、第47回大和市民まつりが開催され、眞壁職務代理が実行委員として参加されました。

5月13日、第3回大和市総合計画審議会が開催され、眞壁職務代理が出席されました。

5月15日、第98回神奈川県常設審議委員会及び理事会が横浜市で開催され、

柏木会長が出席されました。

5月16日、大和市地場農産物消費拡大推進協議会通常総会が開催され、眞壁職務代理が出席されました。

5月18日、さつまいも栽培体験教室が開催され、眞壁職務代理が出席されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件について、ご意見等何かございますか。
眞壁委員。

○眞壁委員 それでは報告します。

5月11日、12日、2日間の市民まつりでございましたが、私は所用がございまして土曜日は欠席、12日の日曜日に出席させていただきました。第47回大和市民まつり実行委員として参加させていただきました。天気もよく、5年ぶりのパレードが再開されましたので、来場者も多く、2日間で約12万人のご来場という発表になっていると思います。

5月13日、第3回大和市総合計画審議会の会議に出席しました。今回の3回目は、計画の中の基本計画が幾つかございまして、その中の1番、これは「いつまでもみんなが元気にいられるまち」、2番が「みんなが支え合うまち」、5番「にぎわいを生み出すまち」、この3つについて意見を出しておきました。

5番の2にありますのが、当農業委員会に絡む農業のこととございまして、若干私の意見を、今までありました地域計画の策定のことであつたり、担い手不足のことであつたり、そういったことを発言させていただきました。

なお、出席者は、この会はリモート会議も含めまして全員18名になります。傍聴者は2名でございました。

それから、先日の16日ですが、地場農産物消費拡大推進協議会総会がございまして、こちらに出席しました。会議は11名中8名の出席で、総会は無事に終了。その後、大和の野菜を学校給食に以前から取り入れてはいるのですが、学校給食の納入を拡大することについてのいろいろなお話、また、この後話しますが、今年度の新企画のさつまいも栽培体験教室のお話もこの総会でございました。

引き続き18日、つい先日でございますけれども、土曜日、そのさつまいも栽培体験教室を実施いたしまして、そちらに参加させていただきました。市長を初め関係者の方々たくさんお集まりいただきまして、コミセンの北側にある農家の方の畑をお借りいたしまして、そちらに小学1、2年生が中心、半分以上が1年生、あとは6年生まで入れて親御さんを含め約100名近くの方に参加していただきまして、サツマイモの苗を植えつけるというのは多分初めての企画だと思いますので、お子さんは楽しく植えつけをされました。

この後、1回だけではなく、8月につる返し、10月に収穫、そういった計画になっておりまして、農業部門に今年度また少しずつ力を入れていただいているのかなという感想でございます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、2点ほど私から報告させていただきます。

5月9日、県央地区農業委員会連合会通常総会をシリウス6階大会議室で、総会の構成委員である県央地区の7農業委員会の会長、職務代理14名と各委員会の事務局長、そして、来賓に公益社団法人神奈川県農業会議の総務部長、また、当連合会の顧問をお願いしております神奈川県県央地域県政総合センター農政部長代理で農地課長のご臨席をいただき開催されました。総会議案は、第1号議案から第5号議案の5件を提案し、原案のとおり承認されました。内容は省略いたします。

なお、令和7年3月まで、当市が連合会会長市を務めることになっております。

5月15日、第98回神奈川県常設審議委員会が横浜市の産業貿易センターで開催され、今回は農地法に関する転用事案はなく、令和7年度農業関係税制改正要望事項ほか1件の議事と報告案件がございました。議事案件は、いずれも原案どおり承認されています。

また、第187回理事会が同日午前中に開催され、第55回通常総会の招集及び付議事項に関する議案の審議が主な内容でございます。

以上でございます。

ほかには、どうぞ。

○池田委員 先ほど眞壁職務代理から報告がありましたさつまいも栽培体験教室、非常に好ましいことだと思って賛成なのですが、これは、品種は紅はるかですか。

○事務局 紅はるかです。

○池田委員 これは、私も少しかじったときがあるのですが、今後、苗つけから草刈りを経て収穫ということなのですが、その間もこの教室でやるのですか。

○議長 職務代理。

○眞壁委員 もちろん草が一番すぐ問題になるのですが、教室の参加が小学生低学年ということもあり、草むしりまでを開催の中に入れなくて、植えつけをして1月半ぐらいが一番草が出ると思うのですが、そこでつるが伸びてくると、つるによって草も大分少なくなる。なので、草の管理は農家の方がやられます。参加をするのは、8月3日土曜日に、一般的に言うつる返しという根がついたつるをひっくり返して、芋にいっぱい栄養が行くようにつる返しというのをやるのですが、これを体験する。これが2回目。そこから収穫まではやはり農家の方に管理をお任せして、10月の第1土曜日だったと思うのですが、3回目、そこで芋掘り、収穫と。それを使って、持って帰る部分と、焼き芋とか料理して食べる、そういった感じになる予定ですね。

それで、期間中、約5カ月あるのですが、畑の中に私の苗がどうなったかなと中に入るということは禁止になっています。外から見ましようということになっていますので、実際に植えつけた苗がどうなっているかというのを、自分で畑に入ることはできない。基本、農家の方の管理になっています。

○議長 池田委員。

○池田委員 今お話しいただいて大変すばらしいと思うのです。これは大きさも重みもある程度、今言った遊休農地を活用した中で、当然そういうものが考えられるかと思うので、その辺も含めて期待したいと思っています。大変ありがとうございます。ご苦労さまです。

○議長 職務代理。

○眞壁委員 もう一つ付け加えると、市長が、大和市が以前サツマイモの産地であったということ、農業委員会の池田委員はよくご存じだと思っております。

それを歴史の資料を見させていただいて皆さんに発表されたのですが、それを復活させるというか、サツマイモを大和の何かにしたいというお考えがあって、市長自ら今年度の企画を組んでいただいたのではないかとお聞きしております。

なので、サツマイモを大和の名産にして、それを使った特別なスイーツであるとか、その畑に何かを入れると特別なサツマイモができるとか、そういった研究まで農林水産省に聞きたいということをおっしゃっていましたので、サツマイモを大和の野菜にしたいということだと思います。

以上です。

○議長　　ありがとうございました。楽しみにしておりますので、よろしくお願ひいたします。木村委員。

○木村委員　　今のお話と重複する部分があるのですが、昨年のお話かと思うのですが、市長が、都市農業を振興していきたいという、いわゆる50の政策の中の1つの柱になっている中で、今年度は、この前、県との納税を含めた話も、市長が出席されて、いわゆる令和6年度は2,000万円の予算を追加計上したという話をされておりました。そういう中で、都市農業を充実していきたいという中で、今の職務代理の話、サツマイモを今年は親子を含めて100名前後の方が参加されて非常に盛況だったということです。

これは、今回5月18日に植えつけて、8月につる返しをされて、あとは収穫と、最後は何らかの調理をするということだと思います。これは今年始めて、来年以降についてはそういう話はまだ出ていないのか。大変いいことですので、南部のほうも含めて荒廃農地といいますか空いている場所の確保は恐らく可能だと思いますので、今回の場所に限らず、ぜひ毎年続けてもらいたいと思っています。その辺のところは農政課の管轄で詳細は把握していないと思うのですが、ぜひ続けてもらいたいと思いますので、またわかっている範囲内で、その辺、今後も含めてもしお聞きされているものがあれば、お話しいただければと思います。

○議長　　職務代理。

○眞壁委員　　今、木村委員が言われたように、とてもいい企画なので、今後のことはまだ私も詳しいことは聞いていないのですが、かなり盛況だったので、市

長の考えも当然ありますので、今回の募集というのはホームページとかタウン誌とか、そういったものに、小学生を募集します、100名程度ということで募集した形になっています。どこの小学校から来られたかはちょっと私も把握していないのですが、今度は、これでうまくいくと、例えば来年度は北部、中部、南部で3カ所ぐらいをとというのも当然出てくるのではないかと思います。

○議長 ありがとうございます。

よろしいですか。ほかにはございませんでしょうか。

(発言者なし)

○議長 本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第3、報告第16号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第16号についてご説明いたします。

議案書の1ページの2件がありました。相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

なお、受付番号1番については、報告第19号、受付番号1番と関連しています。受付番号2番については、議案第12号、受付番号2番と関連しています。

説明は以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第4、報告第17号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第5、報告第18号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それではご説明いたします。

報告第17号については議案書2ページの3件が、報告第18号については議

案書 3 ページの 4 件がございました。案内図は総会資料の 3 から 4 ページで
ございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決に
より受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 報告第 17 号の 1 番になると思うのですが、資料を拝見しますと、枝番
14 の真ん中で白く大きく抜けているところがあるのですけれども、これは一
体なぜ白くなっているのかというのが 1 つ。

それと、報告第 18 号の 4 番ですが、隅切りのせいなのかわからないですけれ
ども、このところが畑で残っていたということで、今回改めてということだ
と思うのですが、これはなぜこれだけ残っていたのか、お願いいたします。

○議長 事務局。

○事務局 まず、報告第 17 号の受付番号 1 番のところについてご説明させていただ
ければと思います。細かく、こちらの中抜きになっている部分については、ど
なたが所有者であるのかといったところまではお話を伺っていないのですけれ
ども、地目がほかの畑ではないところであるため、今回の申請からは除外され
ていらっしゃるところになっております。

それから、報告第 18 号の受付番号 4 番の部分ですけれども、おっしゃると
おり、隅切り部分で旗ざお地になっている奥の区画の一部に編入されるとい
うことで、今回届出が出ています。

ご指摘のとおり、以前届出があったところでありまして、住宅用地として転用
が進んでいたのですけれども、ここの部分だけまだ手つかずのご状況でいら
っしゃったために、地目変更ができてなくて、今回やむなく再度の届出をして
所有権移転をしたいということで届出が出ています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 17 号の 1 番ですけれども、白抜きのところはもともと宅地なのかわ
からないのですが、今回新たに、現況では宅地ですけれども、畑ということで、こ

の方は、接道とか土地の利用方法をどのように考えていらっしゃるのか。ちょっと今回のところと直接関係ないと思うのですが、何かご存じのことがあれば。

○議長 事務局。

○事務局 こちらの申すの白いところも含めて、一括して今後、共同住宅を進めていくということなので、接道については、地図にございますとおり、表と内側の道路と両方接している区画になります。

○議長 長谷川委員、よろしいですか。

○長谷川委員 はい、ありがとうございます。

○議長 ほかにはございませんでしょうか。木村委員。

○木村委員 今の1番と3番ですけれども、1番は登記地目が畑だったので、ここは準住居地域の60の200の場所かと思うのですが、いわゆる地目が畑のままだったので、これをこの際、地目変更したいということ。

あと、ここは既存の建物は、ちょっと私は現場を確認しなかったのですが、今回、共同住宅1棟ということになっているのですが、これは更地だった、それとも建物を建て替えの場所なのですか。ほぼ同じ現場確認を逃してしまったのですが、何か物があったような感じがする。

○議長 事務局。

○事務局 現況は更地になっているのですが、私の記憶では、アパートがあったと記憶がございます。

○木村委員 何かあったような気が。いずれにしても、ここは準住居地域で60の200の場所で、市街化区域で、地目が畑のままだったので、今回、共同住宅をつくるために地目を変更すると、そういうことですね。

○事務局 事務局。

○事務局 ご指摘のとおりで、地目変更が目的の届出でございます。

○議長 木村委員。

○木村委員 それと、同じように3についても、これは地目が畑で、現状が宅地で、転用が工場、鉄骨4階建て1棟ということですが、ここもたしか準工業地域で、60の200かと思うのですが、これは、工場そのものは既存の建物で、

地目だけを今回変更したいということですか。

○議長 事務局。

○事務局 工場は今建っているものそのまま、地目の変更だけをしたいということですか。

○議長 よろしいですか。ほかにはございますか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第6、報告第19号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第19号についてご説明いたします。議案書は4ページ、案内図は総会資料の5ページになります。

生産緑地を所有していた被相続人が令和5年12月22日に死亡したことにより、相続人である子が生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取申出を行うために、被相続人の主たる従事者証明を願い出たものです。本件の被相続人は、生前年間80日程度耕作しておりましたが、亡くなる半月ほど前から体調を崩して入院、そのまま経営に戻ることはできませんでした。作物の収穫は妻が行い、新たな作付はしていないとのこと。妻が手伝っていたものの、被相続人が主にやっていたため、主たる従事者であると判断できます。自作地は白菜、大根、ネギ、タマネギ等を育てており、ほかは農園として貸しており、適切に肥培管理がなされております。ついては、申出人と田邊委員とで、令和6年4月11日に現地を確認の上、主たる従事者であることを確認し証明したものです。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いいたします。

田邊委員、お願いします。

○田邊委員 事務局からの説明のとおり、4月11日に申出人とお会いし、私と事務局で現地を確認しました。現地は適正に管理されおり、申出人の父が農業従事者であったことも確認していることから、本件については問題ないと思われます。私からは以上であります。

○議長 ありがとうございました。
地元委員の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。
本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第7、報告第20号、非農地証明についてを議題に供します。
事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第20号についてご説明いたします。議案書5ページ、総会資料は6、7ページをごらんください。

非農地証明した土地、申請人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。申請地は総会資料6ページの斜線で示した土地になります。面積は161㎡となります。登記地目は畑、課税地目は田となっています。現地の分筆前の土地は、現地と北、北東、東の3件の宅地をまとめた土地であり、全体を住宅敷地として申請者ほか両親と住んでいました。平成25年8月12日に分筆して現在に至り、課税上は宅地となっています。昭和42年の航空写真で建物が存在しており、線引き前から建物が建っていたことが確認できます。申請者は開発審査指導係に相談しており、回答書からも既存宅地要件があることが確認できています。現在は更地であります。線引き前から建物があり、引き続き農地として利用せず現在に至ることにより、客観的に非農地と判断できます。

現地確認につきましては、令和6年4月15日に事務局、眞壁委員、遠藤委員、長谷川委員及び申請人代理人立ち会いのもと、現況を調査いたしました。農地の区分については、付近が市街化連担していることから第3種農地と判断いたしました。

申請地の現況は、位置、面積、形状から見て、農地の用に供することができな

いものであり、農地に復元することが困難で周辺農地に支障を生じるおそれがなく、過去10年以上違反転用として追及されておらず現在に至っております。また、今後も違反転用として追及する見込みがないことから、神奈川県農地法の適用を受けない土地にかかわる運用指針に規定する非農地の定義を全て満たしているため、会長専決により非農地証明したことをご報告いたします。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いいたします。

眞壁委員、お願いします。

○眞壁委員 4月15日に私と遠藤委員、長谷川委員、事務局とで申請人の代理人とお会いし現地を確認しました。事務局から説明があったとおりであり、今回の非農地証明については、やむを得ないと考えます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、ご意見等はございますか。

池田委員。

○池田委員 たびたび農業委員会でも非農地の証明の報告がなされるわけですがけれども、我々農業委員として違反転用を見過ごすというか、現地でこれを違反転用と指摘するのはなかなか難しいかと思うのですね。さっき昭和42年という報告がありましたけれども、実際にはどのくらい農地として使われなかったのですか。10年以上ということで、それは神奈川県の適用ということですがけれども、実際には農地としてどのくらい適用されなかったのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 昭和42年からずっと農地として使っておりませんので、42年から現在に至るまで全く使っていないという状況です。

○議長 池田委員。

○池田委員 もう10年以上ですね。もともと農地だったのでしょう。ここは、もともと

ときちんと肥培管理されていた農地なのですか。

○議長 事務局。

○事務局 恐らく昭和42年に建っていた建物よりもっと前に畑として使われていたということだと思うのですけれども、それがいつかはわかりません。

○議長 池田委員。

○池田委員 外で農地作業をされているわけでしょう。だって、建物が建つまでは。その当時の状況を今からというのはなかなか難しいとは思いますが。

今後は、やはりこういう非農地の証明の報告がこれからもなされていくかと思うのです。ただ10年間たって、放置で。そうすると、では農業委員は何をやっていたのかとなってしまうのでね。

ここら辺はなかなか難しいと思うのですよ。例えば、敷地内の一部分とか、あるいは作業場があったとか、いろいろな資材置き場とかとなって。農業委員から見ると、まさしくこれはいわゆる違法転用だとわかれば、そのときに指摘できるのだけれども、なかなかこれは、違反転用で10年間見過ごされたということになると、農業委員は何をやっていたということになるのでね。ここら辺は、皆さんもこれから考えていくべきかと。なかなかこれは難しいと思いますよ。ただ庭の一部になっていたとかするとなかなかこれは見られないですね。これは違いますけれども。

前回も、たしか庭の一部が非農地だということになってくると、我々農業委員として、農地パトロールしているわけですが、どうやってこれを見ていくか難しいのかなと思うのです。皆さんどうお考えかわかりませんが、この辺は、これからの農業委員会として非農地証明のあり方もちょっと検討したほうがいいのかなと思って。今のままでいくと、農業委員は何をやっているのかということになってしまうのでね。10年間違法転用として追及されませんでしたということになってくると、では農業委員が悪いのかということになってしまうので、この辺はちょっと、皆さんも含めて考えていったらいいかと思う。これからまだ出てくる可能性があるわけですから。

○議長 貴重なご意見ありがとうございました。

木村委員。

○木村委員　この件は、今、事務局から説明がありましたように昭和42年、県の航空写真で、その時点で建物があつたと。県に行くとき航空写真を見せてくれるのですね。いわゆる国の法律で線引きになつたのが、昭和46年の1月1日以降から線引きで、あくまでもこれはもともと調整区域にあつたのですけれども、昭和42年に既存の建物があつたということは、恐らく、建物をいつ壊したかはわかりませんが、42年にはあつたと。昭和46年、47年に壊したのかもしれない。要は、昭和42年の航空写真に建物があるということは、昭和の初めに、あるいは大正の後半ぐらいに建つた建物だと思います。ただ、ここにあるように、登記地目は畑のままずっと放つておいたと。

昭和42年に建物があつたということは、そのころは自由に、調整も市街化も線引きがなかつたわけですよ。日本国中全て。だから自由に、大和市内に限つて言えば、どこでも家は建てられたと。当然、建築基準法に合つた範囲内というなんことですから。

そういうことで、今回、これは非農地証明を出すことは、航空写真から見ても、昭和42年から建物があつた、線引き以前からあつたということで。ただ、この地区は、調整区域と指定はされてしまつてはいるけれども、今回については、現場を見ると、草地は除草剤で枯らしたように見えるのですが、もともと最近まで畑をやつていたかもしれない、そう疑われてもしょうがない。ところが、昭和42年に建物が県の航空写真に残つてあるということなので、要は、これも指定する以前の土地なのでね。ただ、地目が畑のまま残してしまつていたから、今回、調整区域とはいへ非農地証明で認めてもらいたい、そういうことかと思うのでね。だから、航空写真で建物は残つていたというのはいい証拠なので、それで、私は聞いて安心したのです。

そうではない、ただ個人の都合で、そのままほつたらかして非農地証明、非農地として認めてほしいというあれではないとはっきりしました。その意味では、我々農業委員としても、この辺は自信を持って、これについては疑義を挟まれることはないかと思つています。

以上です。

○議長　ありがとうございます。

ほかにはご意見ございますか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第8、議案第9号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、日程第9、議案第10号、農地法第4条第1項の規定による一時転用許可申請について、日程第10、議案第11号、農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第9号、議案第10号及び11号について、関連しておりますので一括でご説明いたします。議案書6、7、8ページ、資料は、8から9、10から11及び12から13ページをごらんください。

申請内容は記載のとおりでございます。申請地の位置図は、総会資料8、10、11ページに、議案第9号については太線、議案第10号及び11号についての斜線で示しております。地目は畑で、現況は畑となっております。

ひとまずお席のほうにそれぞれお配りさせていただいています、お手元にお配りした補足資料をごらんいただきたいのですが、今回の申請についての工事計画の断面図になります。中央が道路、両側に農地の位置関係となっております。資料の図においては、両外が農地、その内側に青色の長方形のシンボルがございますが、こちらを土どめです。ここの土どめで農地と仕切って工事を行うということになっていきます。西側20cm、東側10cm幅で4条の永久転用する部分は青、その工事をするために一時的に転用される部分は緑、そして、農地を2m幅にわたり5条転用する部分は赤でお示ししています。

これら3本の申請の位置関係は以上のとおりです。

説明を続けさせていただきます。

それでは、4条より説明いたします。転用目的は、議案第9号は道路構造物で、農業用施設としての擁壁も兼ねるものです。議案第10号は、その設置ポールのための仮設作業ヤードです。この後に続けます農地法第5条第1項の規定による許可申請と関連しています。近隣の法人が、事業図に従って行う道路拡幅

工事に伴うものです。

市道路部局より、拡幅し新たに道路を設置する際は、道路の両サイドにU字溝を設置するとともに、道路と接する土地と道路面に高低差がある場合は、設置する土地側に道路構造物、いわゆる擁壁ですけれども、これらの設置が必要になると事業主である法人が指導を受けたことに起因しています。

この擁壁は農地を外部から保護するものとして位置づけられますが、今回は道路拡幅工事の附帯施設であることから、法人が費用負担するものです。東側の農用地には10cm幅の擁壁、西側の農地には天面幅20cm幅の重力式擁壁の設置の計画です。

申請人においては、今回の道路拡幅工事について施工協力するに当たり、道路の両サイドに位置している所有農地が道路と高低差があることで、畑からの土砂流出や道路から畑への雨水の流入、車の進入等でこれまで長らく苦慮していたこともあり、農地を守る擁壁を欲しておりました。法人の寄贈で擁壁が得られることで申請するに至ったとのことです。

拡幅対象の道路と隣接しているため、位置は妥当であると考えます。また、希望する道路構造物、擁壁を設置するための面積も妥当であると考えます。被害防除として、農地と仮設作業ヤードとの間に簡易山留めを設置し、農地への土砂等の流出を防いだ上で構造物設置及び道路整備を行う計画です。

農地の区分についてですが、西側農地についてはおおむね半径500m以内に公共施設が2つ以上あり、水道、ガス2種が埋設されている幅員4m以上の道路に接していることから第3種農地と判断いたしました。また、東側農地については、農用地ではありますが、農地保護のための擁壁設置でも捉えられていることから、農用地区域内の農業用施設用地として、市において区分変更が行われるめどが立っております。

続けまして、議案第11号、5条許可申請の説明をいたします。転用目的は道路になります。譲受人は北側の法人です。同法人は市の二次救急病院に指定されているため、不定期ではありますが、緊急車両の受け入れに対応しています。また、災害協力病院に指定されていることから、災害時には多くの患者の受け入れ、搬送が予想されます。しかしながら、国道から当該病院までの接道の幅

が4 mと狭く、病院送迎車両と一般車両のすれ違いもままならない状況です。特に救急車両は一刻を争う事態が多く、途中停車などは回避すべきものであること、当該道路が小中学生、高校生の通学路でありながら抜け道として利用する車両が通学時間帯に多い状況、病院南側の交差点は事故が多発していることにより、外来患者、地域住民の安全確保の観点から、法人もこの状況を看過できないと判断し、自ら市道の道路幅員を6 mに拡幅整備を行うことになりました。

なお、拡幅整備した道路は、完了後、大和市に寄附する計画です。

譲渡人は、地域課題としての道路拡幅について、その必要性を十分理解しており、やむを得ないと判断し、本工事实施計画及び転用申請に同意したとのことです。

予定する道路は、農地を転用することでメートル幅、拡幅される6 m幅道路となり、6 m幅の道路の両サイドにはU字溝が設置され、道路上の雨水は道路側溝に流れる構造であることから、農地への影響はないと判断できます。また、さきにご説明した4条の恒久転用で設置する道路構造物または農業用施設としての擁壁で、完成後は農地を保護する計画となっています。

農地の区分は、おおむね半径500 m以内に公共施設が2つ以上あり、水道、ガス2種が埋設されている幅員4 m以上の道路に接していることから第3種と判断いたしました。

5月10日に地元の荒井委員と事務局とで、譲渡人、譲受人の代理人及び譲受人立ち会いのもと、現地等の状況を調査いたしました。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いいたします。

荒井委員、お願いします。

○荒井委員 5月10日に現地にて事務局と私で申請代理人及び5条許可申請の譲受人にお会いし、現地を確認しました。内容は事務局の説明どおりです。

4条許可申請について、本申請の意思確認をし、道路構造物が申請の趣旨です

が、今後の状況としては、農業用施設である擁壁として利用していく旨の返答を受け、また、その擁壁を設置するために必要な作業エリアについて一時転用の内容説明を受けました。

5条許可申請について、本申請の意思確認をし、道路として利用していく旨の返答を受け、その後、市に寄附する計画であることの説明を受けました。今回の転用についてはやむを得ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 今回の開発の目的はわかったのですが、大和市としても大事な医療施設の1つ、路線の1つだということで、国道からアクセスするためにここの拡幅が必要だと。それは確かにおっしゃるとおりだと思いますし、農業委員としても、協力できることは協力しなくてはいけないかという気持ちではございます。

ただ、なぜ今このタイミングでここなのかというのが、ちょっと正直わからないところがございます。その南側に同じ法人が経営しております建物がございます。こちらは多分、国道から入るときのボトルネックになっているところで、ここがどかないことには、ここを拡幅したところで意味をなさないと私は感じます。

あとは、国道からのこちらの病院の入口に関して、不確かですけれども、掲示板が●●とか●●というところの交差点に右とあって、中の住宅街を抜けていくような形になっていたと思うのですね。だから、ここはもうそもそも法人としては進入路として考えていないところなのではないかと。なぜそこを拡幅する必要があるかと。どちらかと言えば、職員の駐車場がある交差点から西側の、今、民間のところがある、そこを拡幅するほうが現実的ではないのか。なぜここを拡幅する必要があるのか。

さらに言うなれば、ここを拡幅したところで、施設にアクセスするまでの道のり、ここも拡幅しなければならないですけれども、そちらの計画はどのように

なっているかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 事務局。

○事務局 まず、国道入口の両脇に建っている施設ですけれども、こちらについても敷地後退されるようで、6 m確保して入口をまず広げていきます。その後、今回転用したエリアを含めまして、さらに施設の入口まで真っ直ぐ東側を削って拡幅していく予定となっています。

なぜこの時期になったのかというお話ですけれども、ずっとご相談をされていたそうですが、委員ご存じか、皆さんもどこまでが農用地かということで、なかなか位置状況が説明しにくいのですけれども、東側の今回拡幅する部分については、今年3月の農用地の見直しで農用地が除外されまして、その結果、2 m幅除外されたことから道路に転用という計画で移行されたことで、なぜこの時期なのかといいますと、農用地が外れたことで、ようやく調整することができたので、今回転用の申請が出てきたということになります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 国道に接する形での南側の施設ですけれども、これは2 mぐらいセットバックできる余地はあるのでしょうかというのが1つと、その施設と今回の道路にするところの間に駐車場があるのですが、ここの話についてはどうでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 全てお話はまとまっていると伺っています。セットバックについても、現在の敷地いっぱいまで道路として今後は使っていくという形の計画でいらっしゃることは伺っています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 今回は農地との関係になると思うのですけれども、ご存じの範囲で、国道から入る●●という看板ですが、これもここの五差路のほうに移ってくるような認識でよろしいですか。

○議長 事務局。

○事務局 看板の移設までは、ちょっと私のほうはお聞きしていません。すみません。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長　ほかに。木村委員。

○木村委員　この件、実は10年前から施設が市と交渉していた案件なのです。要は、4 mしかなくて、救急車が1日20台ぐらい往復する場所で、すれ違うのに片側どこかで待っていなくてはいけないという案件で、施設としても非常に困っていて、10年前から市のほうに直談判されていた案件です。

それで、5年ほど前になるのかな、本格的に市のほうにかけ合って。ただ、それには、2 mセットバックして6 mになるわけですけれども、そこが農用地だったということで、ようやく今年3月12日に県から農用地解除の許可が下りたということです。

何でこの時期かということですがけれども、本来、もう1年も2年も前から施設としてはこうしたかったと。ただ、農用地の解除がようやく、今年3月12日になってしまったということで、そこから非常にスピードアップして。それで、今、事務局から説明があったように、2 mが解除になったので。ただ、東西とも高低差がかなりありますから、東側については10 cmの幅の擁壁を積んで、それについてはまだ農用地ですから、その許可が今回出たわけです。6ページ、7ページの。そして、西側については、これは1 mぐらいの道路と畑の高低差があるので、そこには20 cm幅の擁壁で、ただ、工事についてはさらに掘削等をしなくてはならない。その辺の許可が7ページに出ているわけです。20 cmと10 cmの差の42.92 m²については、一時使用の許可をお願いしたいという趣旨かと思います。

そういうことで、8ページのこの工事ですが、あくまでも施設が土地を買収して、国道から入るところから施設の正門の玄関までを全て6 mに最終的にはしたいという構想です。できればこれは年内、11月か12月中には完成して、救急体制とか、その辺も含めてクリアしていきたいという構想です。

本来、こういう道路は、市が買収してということですがけれども、これは施設のほうで全て行うということで、念願の拡幅を何とか最優先でやりたいということです。それで、拡幅完了後は大和市に無償で移管する、寄附をするということで聞いております。

そういう内容の案件で、私も、地元ですから発言させていただいたのですが、

実態はそういうことです。

○議長 ありがとうございます。

池田委員。

○池田委員 この雨水対策ですけれども、L字側溝を入れますが、これは流末を接続させるのですか。どちらに接続させるのか。

○議長 事務局。

○事務局 雨水管のほうに入ると聞いています。

○議長 池田委員。

○池田委員 流末接続するでしょう。させないと、これは溢れますからね。当分の間、これは工事期間中も含めて雨水はどうなっていますか。当分は自区内処理ですか。

○議長 事務局。

○事務局 工事期間中は、当然敷地内で浸透処理です。

○議長 よろしいですか。ほかにはございますか。

(発言者なし)

○議長 よろしければ質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

まず、議案第9号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを採決いたします。

本件を許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第9号は、許可相当とすることに決定いたしました。

次に、議案第10号、農地法第4条第1項の規定による一時転用許可申請についてを採決いたします。

本件を許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第10号は、許可相当とすることに決定いたしました。

次に、議案第11号、農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請についてを採決いたします。

本件を許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第11号は、許可相当とすることに決定いたしました。

○議長 日程第11、議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第12号、受付番号1番についてご説明いたします。議案書9ページ、資料は14から15ページになります。

大和市長から、令和6年4月30日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。継続の案件でございます。賃貸借権を設定する土地の面積は2,644㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。貸人から中間管理機構で令和6年6月1日から令和11年5月31日までの5年間、賃貸借権を設定し、中間管理機構から借人へ同じ期間5年間、賃貸借権を設定して露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在2,644㎡を経営しています。農業経営者1名で農業経営を行っております。

令和6年4月30日に渡邊委員、岩崎委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

続いて受付番号2番についてご説明いたします。議案書9ページ、資料は16から17ページになります。

大和市長から、令和6年5月1日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。継続の案件でございます。使用貸借権を設定する土地の面積は806㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和6年7月1日から令和8年6月30日までの2年間、使用貸借権を設定し露地野菜を栽培する計画です。これまで借人は体調の様子を見ながら1年単位で更新を2回続けてきた状況ですが、本人の体調が良好であること、援農サポ

ーターの支援力が向上していることから2年延長となりました。借人はトラクター等農機具を所有し、現在1万1,778.50㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者1名の計2名で農業経営を行っております。

令和6年5月7日に木村委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。

続いて、受付番号3番についてご説明します。議案書9から10ページ、資料は18から25ページになります。

大和市長から、令和6年5月1日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。継続の案件となります。使用貸借権を設定する土地の面積は1万1,133.11㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。農家世帯内の貸し借りで父と子の関係です。令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間、使用貸借権を設定し、露地野菜、施設野菜を栽培する計画です。借人は父とともに耕運機等農機具を所有し、現在2万1,413.34㎡を経営しています。農業経営者1名、農業補助者3名の計4名で農業経営を行っている農家世帯です。

令和6年5月8日に柏木会長と事務局で現地に赴き、現地調査を行いました。

続いて、受付番号4番についてご説明いたします。議案書10ページ、資料は26から27ページになります。

大和市長から、令和6年5月1日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。新規の案件でございます。使用貸借権を設定する土地の面積は1,721.15㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。

借人が同一のため、引き続き受付番号5番についてもご説明いたします。議案書10ページ、資料は28から29ページになります。

大和市長から、令和6年5月1日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。こちらも新規の案件でございます。使用貸借権を設定する土地の面積は、739平米です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和6年7月1日から令和7年6月30日までの1年間、使用貸借権を設定し露地野菜を栽培する計画です。

借人について補足いたします。農業経営主である父のもとで農業専従者として従事しておりましたが、このたび父から独立し、自ら農業経営を行うこととなりました。借人は、トラクター等の農機具については実家から借用し、現在2,689㎡を経営しています。農業経営者1名で農業経営を行っております。

令和6年5月2日に上野委員と事務局で現地に赴き、借人及び受付番号4番の貸人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。

受付番号1番について、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 受付番号1番について、4月30日に岩崎委員及び事務局と現地に赴き、貸人及び借人とお会いし確認いたしました。現地は雑草を活用する営農方法ですが、雑草繁茂を抑制している状況が認められ、農業機械が導入され、ほぼ全面的な耕作が認められました。更新することに問題はないと思います。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

次に、受付番号2番について、木村委員、お願いします。

○木村委員 受付番号2番についてですが、5月7日に事務局と現地に参りました。そして、借人とお会いし確認させていただきました。現地は総会資料16、17ページにありますように、きれいに管理されており、特に問題はないと思います。

○議長 ありがとうございます。

次に、受付番号3番について、私から説明いたします。

受付番号3番について、5月8日に事務局と現地に赴き、貸人及び借人とお会いし確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。

次に、受付番号4番、5番について、上野委員、お願いします。

○上野委員 受付番号4番及び5番について、5月2日に事務局と現地に赴き、貸人及

び借人とお会いし確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 2番についてですけれども、更新ということで今まで特に問題なかったと思いますが、契約の期間があまり見ない数字なので、これは何か事情があってとなるのかなと。

○議長 事務局。

○事務局 通常3年ですので3年をお勧めしたのですけれども、これまで1年更新を2回繰り返された方でいらっしゃるって、なかなか3年という考えが、結論が出なかったといったところが大きいかと思うのですが、1年では短い、かといって3年では長いといったところで、2年でどうにかご了承いただけないかということでご希望をいただきました。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 それと、4番と5番ですけれども、これは関係性ですが、親子と親族関係での使用貸借ということですか。一応確認です。

○議長 事務局。

○事務局 2件とも、ご親戚の方の農地をお借りすることになっています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 それであれば、親子であれば基本的に家族経営になりますので、使用貸借を結ばないのかなと。苗字が一緒で場所も近くなので親子なのかなと思って。そういうわけではないということの確認です。ありがとうございました。

○議長 ほかにはございますでしょうか。遠藤委員。

○遠藤委員 受付番号1番の件ですが、市外からの新規就農ということで、1年借りて、更新で5年という認識でいいかと思うのですけれども、この1年の経営実態というか、どのぐらいの状況だったか、何か報告めいたものがあればお聞かせ願

いたいのですが。

○議長 事務局。

○事務局 認定新規をとっていらっしゃるの、そのときの報告書類でも、これまでこういう形のものをつくってきたということでご報告いただいているようなのですが、サツマイモですとか枝豆などをつくっていらっしゃる、近くの福祉法人の事務所のイベントがあったときなどは、出品して販売をしていたり、あとは通販で納品したりという形でご実績をつくってきたと伺っています。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 ありがとうございます。普通栽培というのが正しいかわからないですけれども、この方がやられているのは、有機農法のような特殊な栽培の形態とお聞きしているので、経営上どうなのかなというところと、雑草のことについてはいろいろ議論が農業委員会でもあったかと思うのですが、こういった栽培の仕方を認めながら育てていくというのも1つのあり方でもあろうかと思うので、皆さんで見守りながらというところと、それと、経営的にやはり厳しい部分がきつと出てくるかと思うのですが、農業委員会を通じて行政に働きかけて、新規就農を支援していくというところもきちっと見守っていただけたいと思います。今後とも継続で、こういう市外からの新規就農は見守るような働きかけも農業委員会でできたらと考えています。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ほかにはございませんでしょうか。田邊委員。

○田邊委員 受付番号4番、5番の関係で、お父さんのほうから独立したとのことですが、お父さんの経営の面積はたしか大規模だと思ったのですが、そちらのほうは問題なさそうですか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらのほうも、父は父で管理しているという状況です。

○議長 ほかにはごますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより、議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について採決いたします。

受付番号1番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号1番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号2番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号2番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号3番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号3番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号4番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号4番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号5番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号5番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和6年5月大和市農業委員会第5回総会を閉会いたします。

午前 1 1 時 1 8 分 閉会